

函館市合併処理浄化槽
設置資金助成要綱

函館市環境部

函館市合併処理浄化槽設置資金助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による河川等の公共用水域の水質汚濁を防止するとともに生活環境および公衆衛生の向上を図るため、市が行う家庭用合併処理浄化槽を設置する者に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上であり、放流水のBODが20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。（以下単に「浄化槽」という。）
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 助成 補助金の交付または必要な資金の融資のあっせんをいう。
- (4) 助成対象地域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項または第25条の11第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の地域をいう。
- (5) 専用住宅 居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅で、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいう。

(補助の対象)

第3条 市長は、助成対象地域内において、次の各号に掲げる条件を満たす浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助を行う。

- (1) 自らが居住または居住しようとする専用住宅に設置するものであること。
- (2) 処理対象人員が5人以上10人以下の規模のものであること。

- (3) 函館市浄化槽指導要綱(昭和61年12月1日施行)に規定する条件を満たすものであること。
- (4) 浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録要領(平成4年12月1日施行)に基づく全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録がされているものであること。
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく社団法人全国浄化槽団体連合会に保証登録がされているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助を行わない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査または建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項もしくは同法第6条の2第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で浄化槽の設置について、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 賃貸もしくは販売することを目的として建築し、または所有する専用住宅に浄化槽を設置しようとする者
- (4) 市税を滞納している者(市民以外の者にあつては、当該者が居住している市町村において市町村税を滞納している者)
- (5) 家屋の新築、浄化槽の設置された家屋の建替え・増築等または既設浄化槽の更新に伴い、汚水処理未普及解消につながらない浄化槽を設置(災害に伴うものを除く。)する者
- (6) その他市長が、補助を行うことが適当でないとする者
(補助金の額)

第4条 補助金の限度額は、別表1の人槽区分に応じ、同表右欄に掲げる金額とする。

2 補助対象は、浄化槽本体(付帯設備を含む。)の費用および浄化槽の設置に必要な工事費(以下これらを「事業費」という。)とする。ただし、事業費の額の2分の1の額が補助金の限度額未満の場合は、事業費の額の2分の1の額を補助金の額とする。この場合において、

補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

- 3 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽の設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）を行う場合は、前2項により定めた補助金の額に加えて、12万円を限度としてその工事費を補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。
- 4 既設の住宅等に設置された単独処理浄化槽から浄化槽への転換（水回りのリフォームと併せて実施するものを含み、既設の住宅等の建替えと併せて実施するものを除く。）に係る浄化槽の設置に必要な工事に付帯して行う宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水管）、ますの設置および住居の敷地に隣接する放流先までの放流管の設置に係る工事）を行う場合は、前3項により定めた補助金の額に加えて、30万円を限度としてその工事費を補助金の額とする。この場合において、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資の限度額は、浄化槽の設置に係る全ての費用から前条の補助金の額を除いた額または別表2に掲げる額のいずれか低い額とする。
- (2) 前号に定める額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。
- (3) 融資利率は、前年度の3月1日における株式会社日本政策金融公庫の普通貸付の設備資金の利率（融資期間5年以内）とし、毎年度4月1日に改定する。
- (4) 市長は、前号の融資利率に基づく利息額の全額を補給するものとする。
- (5) 融資期間は、5年以内とする。
- (6) 融資の時期は、浄化槽の工事完成後とする。
- (7) 担保は、不要とする。

(8) 保証人または信用保証については、取扱金融機関の定めるところによる。

(9) 返済方法は、原則として、均等分割月賦返済とする。

(委任)

第6条

この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 函館市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱（平成8年8月9日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 別表1の規定は、令和2年10月1日以後に申請があった補助金の交付について適用し、同日前に申請があった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

表 1 (第 4 条関係)

| 人 槽 区 分 | 限 度 額 |
|------------|-----------------|
| 5 人槽 | 4 1 0 , 0 0 0 円 |
| 6 ・ 7 人槽 | 5 1 4 , 0 0 0 円 |
| 8 ～ 1 0 人槽 | 6 8 6 , 0 0 0 円 |

別表 2 (第 5 条関係)

| 区 分 | 限 度 額 |
|------------|---------------------|
| 住宅の新築による場合 | 5 0 0 , 0 0 0 円 |
| 住宅の改築による場合 | 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円 |